



波紋

2013・7・18

# はもん VOL. 5

障害者権利条約の批准と完全実施を旨とする京都実行委員会

しょうがいじょせい もんだい おお ぜんしん  
「障害女性」問題のとりくみ、大きく前進！

さべつかいしょうほう ふたいけつぎ う きょうと  
～差別解消法「附帯決議」を受けて、京都でも～

6月19日、ついに「障害者差別解消推進法」が国会で可決成立しました。その附帯決議で、「障害のある女性への複合的な差別」を認識し、人権擁護にとりくむ必要性が明記されました。これは障害女性当事者の粘りづよい働きかけの成果といえます（→香田さんの記事）。

この附帯決議は、京都の条例づくりに「障害女性」の声を生かして条項化する運動にとって大きな励みになります（→村田さんの記事）。今回の「はもん」は障害女性特集です！

## 議員への働きかけ

香田晴子（日本自立生活センター）

議員への働きかけのきっかけは、TRY2013 実行委員会（関西の障害当事者団体が中心で、差別解消法の成立を求めて大阪から東京までアピールしながら歩いて行こうという企画）です。5月初めに今国会で審議される可能性が高いという情報が入り、議員（内閣府）へのロビー活動に変更。それぞれの地域ごとに回ることになり、京都はJCILがやることに。衆参合わせて4名の議員に面談の依頼のFAXを送りました。2名の議員事務所から連絡があり、その内の1名が福山議員でした。6月1日13:00 ハートピア京都でのアポが取れました。（次頁へ）



法案成立&障害女性附帯決議を喜び、祝杯をあげました（京都駅前）

5月31日に大阪で差別解消法の成立を求めた御堂筋大行進という集会とデモを行いました。その時に京都の福山議員がキーパーソンということを知り、「明日会うことは責任重大、どうしよう」とプレッシャーが掛かりました。その夜、DPI 女性障害者ネットワークからメールが届き、福山議員には女性障害者の事例や新聞記事などは送ってあるが、「明日会われたら附帯決議に女性障害者とこどものことを盛り込んでほしいと頼んでほしい」という内容でした。

添付された物を印刷して、当日持って行きました。矢吹さんと二人で行き、「差別解消法の成立をお願いします」と、京都の条例の進行状況と条例の中に女性障害者のことも入れようと動いています。差別解消法には入っていない、附帯決議に入れてほしい、女性障害者はこんなに被害を受けています——と、新聞記事などを渡しました。

その後、6月18日に審議があるとの情報が入り、6月16日の夜中に、再度お願いのメールを送りました。18日の審議が終わった直後、福山議員から直接お電話を頂き、「差別解消法が採択されたことと附帯決議の中に女性障害者のこととこどものことが入りました」という報告でした。今までロビー活動をしてきたが、議員から直接電話をもらうなんて初めてのことでびっくりしました。その夜、インターネットで福山議員の質疑の様子を見て「私たち（障害者）のためにがんばってくれたんや」とひしひしと感じました。



## 京都でつくる条例に、「障害女性条項」の明記を！

村田恵子（女性障害当事者、検討委員）

検討会議に女性当事者委員として選ばれ、先ず取り組んだことは障害女性の差別の現状を認識して理解されるようにすることでした。京都で行われた集会の声と出された事例は基より、DPI 女性障害者ネットワークの報告書データを用い、障害女性の生きづらさを訴えました。決して十分ではありませんが、その甲斐あって第六回検討会議では複合差別として発言する時間を頂き、障害女性の現状の課題と条例における独立条項の必要性を訴えました。それが中間まとめにおける一つの分野としての複合差別の位置づけになりました。

今年に入ってから差別解消法との整合性という意見を受けながらも、全ての障害に目を向けるなら障害女性の複合差別を除外しては成立しないことを改めて強く訴えたところです。また、この間の京都府議会へのロビー活動によって本会議の代表質問にて条例への障害女性条項の必要性についても言及されました。

しかし私達の思いが届き条例に反映されるには、まだまだ予断を許さない状況です。国の差別解消法制定後、初となるであろう京都でつくるこの条例が、今日までの障害をもつ女性の困難を受けとめた地域性と独自性をもつ条例とするために、障害女性条項の明記を今後もより一層強く求めてまいります。

「何か」ってなんやねん!!!



下林 慶史

【団体紹介】 社団法人 京都精神保健福祉  
推進家族会連合会（略称：京家連）

全国に先駆け、昭和37年、舞鶴、宮津、綾部などの地域家族会が京都府精神障害者家族会連合会を結成し、昭和39年の全国精神障害者家族会連合会結成の原動力となり、その後、京都府内・市内に家族会が広がり50数年の歴史を経て、社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会として現在に至っています。

精神障害者に対する社会的偏見の中で、こころ病む本人の自立を願い活動を進める一方、交流と学習を通して家族が「障害の受容」するべく懸命の努力を続けてまいりました。精神衛生法、障害者基本法と精神保健福祉法の整備を経て、医療・保健・福祉の施策は大きく変化し、精神障害者の自立と社会参加に向けた支援が広がりをみせてきました。

まだ根強く存在する精神障害者に対する偏見をなくし、人権の擁護と精神保健福祉の充実を基本にして親亡き後を託せる、こころ病む人々の回復・自立・社会参加を目指す活動を推進しています。本会は行政、府市社協、福祉諸団体と共にその一旦を担いノーマライゼーションの理念を目指し活動しています。

略歴

昭和37年7月 京都府精神障害者家族会連合会結成（全国初の家族会）

昭和39年9月 京都の家族会が全国家族会結成に貢献、

全国精神障害者家族会連合会結成（略称：全家連）

\* 次ページへ続く

\* 前ページより続く

- 平成7年3月 京都市の政令都市に向けて京都市精神障害者家族会連絡協議会  
(略称：市家連協) 設立
- 平成9年4月 市家連が法人発起人となり、運営主体となる(社福)京都光彩の会  
設立・京都市の支援で授産施設朱雀工房設立に貢献
- 平成14年9月 京家連・全家連主催で世界精神障害者家族大会・全国精神障害者  
家族大会開催(国際会館)
- 平成18年2月 花園に京都府精神障害者家族会連合会の事務所設置
- 平成19年2月 法人格取得 社団法人 京都精神保健福祉推進家族会連合会設立  
(法人化に伴い団体名変更)
- 平成19年4月 専門職による家族相談開設
- 平成22年4月 家族による家族相談事業開始  
現在に至る。

#### 社団法人

京都精神保健福祉推進家族会連合会 会長 野地 芳雄

■「国際連合と障害者問題」(中野善達)によれば、1981年(国際障害者年)に、国連総会の決議に初めて障害者の推計数が示されたんだそうで、世界中の障害者数を約5億人と推定している。世界人口の約10%がなんらかの「障害」を持っているという見方だった。が、2011年にWHOが発表した報告書では、世界の障害者約10億人、世界人口の約15%という数字になっている。

15%…これは決して無視できる数ではない。20人がいればそのうち3人はなんらかの「障害」を持っているということになる。今やっとこの国の中でも、一步一步この「15%」の権利が実現しつつある。各地条例から差別解消法へ、そして、それをさらに高める各地条例へ。

今年の7月11日に全国的なゼネストに立ち上がったブラジルの労働者のセリフで心に残ったものがある。「巨人が目覚めた。これはもう眠らない」…そう、私たちももはや後戻りはしない。世界10億人の仲間たちの力は決して小さくはない。その仲間たちと共に、更なる高みへと歩み続ける。(事務局・N)

「はもん～波紋～」 Vol.5 2013・7・18

障害者権利条約の批准と完全実施を目ざす京都実行委員会

連絡先：601-8036 京都市南区東九条松田町28

メゾングラス京都十条101 JCIL気付

TEL 075-671-8484 FAX 075-671-8418

Email [icil@cream.plala.or.jp](mailto:icil@cream.plala.or.jp)